

子育て支援通信～Bridge～

No.9 平成24年11月発行

☆☆子育てを応援する助成金 ☆☆

育児休業中の社員の穴は
「代替要員」
で乗り切る！

15万円

POINT！

- ◎ 育休者の現職等復帰が必須！
- ◎ 代替要員は派遣でも可！
- ◎ 育児休業期間は3か月必要！

育児休業からの復職を
「円滑」に行う！

上限21万円

POINT！

- ◎ 在宅講習や職場復帰講習など、一定のプログラムを選択し、復職をサポートする！
- ◎ 実施するプログラムごとに支給額が異なる！
- ◎ 育児休業期間は3か月必要！

母子家庭の失業者を
ハローワークから雇う！

90万円

POINT！

- ◎ 短時間勤務も可！
その場合は60万円！
- ◎ 失業者を雇うこと！

(記事担当 駒水)

社員の子育て時間のために
「短時間勤務制度」
をつくる！

40万円

POINT！

- ◎ 1日6時間以下の短時間勤務制度を導入すること！
- ◎ 就業規則に制度導入後、初めての利用者が対象！
- ◎ 2～5人までは一人15万円！

社員のために
「保育施設の設置・運営」
を行う！

費用の3分の1～3分の2

POINT！

- ◎ 設置費、増築費については予算上限に達したことにより申請不可！

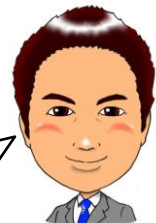
初めての育児休業者がでた！

POINT！

- ◎ 平成24年10月1日から平成25年3月31日までに、初めて育児休業を終了した者が対象！
- ◎ 育児休業期間は6か月必要！
- ◎ 現職等への復帰が必須！

40万円

御社の就業規則の「育児・介護休業規程」は今の法律に合っていますか？
これらの助成金を活用するためにも、今のうちに整備をしておきましょう！



(室長 本中野)

子育て支援研究室ブリッジ 室長の本中野です。
先日、まだ幼い男の子2人を抱える高校時代の同級生ママと一緒に、春山町にあるカフェに出掛けてきました。
ちよと、土曜日だったので、子供達は保育園にお留守番(笑)
いつもは、「こらー！！」と叫んでばかりのママですが、この日は、高校時代に戻ったかのように、声がかすれるまで話し、お腹を抱えて笑っていました。子供達に会うと、またいつもの通り、「こら～！！」と叫んでいましたが(笑)
ちよと愛おしそうにうれしく叫んでいるように聞こえたのは、今日が充実した日だったとのサインなのかもしれないと、子育てママを応援した1日でした(笑)
さて、来月は、2月より発行してきました、子育て支援通信 ブリッジを振り返ってみたいと思っています。

当所のホームページから、これまでの「子育て支援通信」や、「産休・育休・復職までの流れ」がダウンロードできます。
「上東事務所」または、<http://uehigashijimdo.com/> で検索下さい。

㈱上東労務管理事務所 子育て支援研究室 Bridge

鹿児島市永吉一丁目6番12号 TEL 099-250-6985 FAX 099-250-6680